

令和5年9月5日

佐賀労働局長
重河真弓殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年9月5日貴職から、9月4日付け佐賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する佐賀県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月18日付け答申どおり決定することが適当である。